

産業建設常任委員会会議録

[平成22年 3月17日開催]

南あわじ市議会

産業建設常任委員会会議録

日 時 平成22年 3月17日
午前10時00分 開会
午後 2時37分 閉会
場 所 南あわじ市議会委員会室

1. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（6名）

委 員 長	廣 内 孝 次
副 委 員 長	阿 部 計 一
委 員	原 口 育 大
委 員	印 部 久 信
委 員	森 上 祐 治
委 員	砂 田 杲 洋
議 長	川 上 命

欠席委員（なし）

事務局出席職員職氏名

事 務 局 長	瀧 本 幸 男
次 長	前 田 和 義
課 長	阿 閉 裕 美
書 記	川 添 卓 也

説明のために出席した者の職氏名

副 市 長	川 野 四 朗
産業振興部長	神 田 一 彦
農業振興部長	木 場 徹
都市整備部長	野 田 博
上下水道部長	津 谷 忠 志
産業振興部次長	水 田 泰 善
農業振興部次長	奥 野 満 也

都市整備部次長	山田	充
上下水道部次長	道上	光明
次長兼農業委員会事務局長	竹内	秀次
商工観光課長	興津	良祐
企業誘致課長	北川	真由美
水産振興課長	早川	益弘
農林振興課長	太田	孝次
農地整備課長	大瀬	久夫
地籍調査課長	原口	幸夫
農業共済課長	北川	満夫
管理課長	和田	幸三
建設課長	神田	拓治
都市計画課長	森本	秀利
企業経営課長	松本	修典
水道課長	岩倉	正典
下水道課長	山崎	昌広
下水道加入促進課長	喜田	展弘

II. 会議に付した事件

1. 付託案件

- ① 議案第32号 南あわじ市農業共済条例の一部を改正する条例制定について… 4
 - ② 議案第33号 南あわじ市水道事業条例等を廃止する条例制定について…… 15
 - ③ 議案第5号 平成21年度南あわじ市水道事業計画補正予算（第2号）…… 16
 - ④ 議案第6号 平成21年度南あわじ市下水道事業会計補正予算（第3号）… 17
 - ⑤ 議案第35号 平成22年度農業共済事業に係る農作物共済無事戻金の支払いについて…… 22
 - ⑥ 議案第36号 平成22年度農業共済事業に係る事務費の賦課総額及び賦課単価について…… 25
 - ⑦ 議案第37号 市道路線の廃止について…… 29
 - ⑧ 議案第38号 市道路線の認定について…… 29
2. その他…… 41
3. 閉会中の所管事務調査の申し出について…… 51

III. 会議録

産業建設常任委員会

平成22年 3月17日(水)

(開会 午前10時00分)

(閉会 午後 2時37分)

○廣内孝次委員長 皆さん、おはようございます。

三寒四温と言われますが、きのうは暖かい日でありましたが、けさは少し寒くなっております。このような繰り返しで温かい春が訪れるようであります。さて、本日は難しい議案もあろうかと思いますので慎重審議、また執行部におかれましては、丁寧な答弁をお願いいたしましてあいさついたします。本日は、市長が欠席となっております。執行部の方からあいさつをお願いします。

○副市長(川野四朗) おはようございます。

暑さ寒さも彼岸までと言われますが、あした彼岸の入りでございます。もう春本番を迎えてまいりますが、私の家には桜があるんですが、あれ彼岸桜というんでしょうか、サクランボが採れる桜なんですけどもう満開になっております。もとは、三原町の一の吉田傳次郎さんの所にあった桜を小分けして、阿万に持ってきておったものの小分けをして私の家に持ってきたんですけど、今でもサクランボがなって採るのが楽しみの桜なんですけど、今、満開を迎えております。これから、そういうことで、あちらこちらから花だよりが聞こえてくるのではないかなというふうな気もいたします。きょうは、産業建設常任委員会に付託された案件の審査ということでございますが、件数も7件ございますので、どうかよろしくご審議をいただきますようお願いを申し上げたいと思います。

1. 付託案件

- ① 議案第32号 南あわじ市農業共済条例の一部を改正する条例制定について

○廣内孝次委員長 ありがとうございます。

ただいまから、第31回定例会において当委員会に付託された議案について審査を行います。

議案の審査に当たり、執行部より再度の提案理由の説明を求めることについて、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○廣内孝次委員長 異議がございませんので、提案理由の説明を求めることにします。

まず、議案第32号、南あわじ市農業共済条例の一部を改正する条例制定についてを議

題といたします。

農業振興部長。

○農業振興部長（木場 徹） ただいま上程いただきました議案第32号、南あわじ市農業共済条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

この条例の一部改正は、商法（明治32年法律第48号）の、保険契約に関する規定について社会情勢等の変化に対応して、新たに保険法（平成20年法律第56号）が制定され、その適応範囲が共済契約にも拡大したことにより、農業共済保障法（昭和22年法律第185号）の一部が改正され、平成22年4月1日より施行されることから、適応条文と所要の改正を行うものです。

主な改正点といたしましては、第1点目は、保険契約者保護の観点から、保険契約者等の不利な内容の保険契約は無効とされ、告知制度の導入により保険契約者は告知を求められた事項のみ告知をすればよいことになり、告知義務違反があった場合は、一定の条件を除きその契約を解除できるという規定を設けるとともに、保険契約時における書面交付義務について定めるものでございます。

2点目は、保険価格が著しく減少した場合には、保険金額等を減額請求できるよう改めるものです。

第3点目、共済金等の代理請求について（保険事項による損害が生じたことにより被保険者が取得する債権）に特定するとともに、重大な事由により共済関係の解除規定を設け、故意または詐欺もしくは重大な過失等により保険契約を解除できるよう改めるものです。

なお附則で、施行期日を平成22年4月1日と定め、施行日前に共済責任期間が開始する共済関係については従前の例によることとし、解除規定及び先取特権等の権利行使については新たな規定を適応することと定めています。

以上、議案第32号、南あわじ市農業共済条例の一部を改正する条例制定について、慎重ご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○廣内孝次委員長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

森上委員。

○森上祐治委員 印部委員に激励されましたので、ちょっと質問させていただきます。

この農業共済条例ということで、私も産建に入りまして勉強せないかんと思って、この前、議案が送られてきてから下調べしとったんですがさっぱりわからんので、北川課長のところへ行ってレクチャー受けました。それでもなかなかわからないので、もう一度基本的

なことを質問させていただきたいと思います。

そもそも、条例に入る前に素朴に思うんですけども、法律というのは人間がつくったものでありまして、人間が生活しやすくなるとか、人間の権利を守るためのルールであります、基本的には。例えば、道路交通法を見たらはっきりしとるんですけども、あの法律がなかったらいわゆる車なんか事故がいっぱいあって、交通地獄の世界ではとてもやないけど人間は生活できないというような、そういう観点からの法律であります。今回も、農業共済条例というのは、一部改正と、これはこの前もここに書いてあるように、これを持って行ってこれはどういうことかなというのは、教えてくださいというように言ったんですけども、要するに商法から保険法が新たにできて、それに関連した農業災害保障法も一部改正になって。それを受けて、市の条例も一部改正するという事はわかるんですが、私まず第一点目に聞きたいのは、課長なり部長なりだれでもよろしいんですけども、国で法律がありますよね、できて、それにひっかけて、市の条例も国が法律が改正になったらそれに応じて変えないかと、国の法律と市の条例との関係ですよね。例えば、国が法律ができたとき、それに準じてすべてそのとおりに文言、文言するのは当然のことなんやけども、例えば国がある法律ができたときに、南あわじ市としては市民としたらこれはちょっとなじまないとかいうような観点で、上で決めとることこれはここカットしようかというようなことはできるんですかね。その辺ちょっとお聞きしたい、まず。

○廣内孝次委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（北川満夫） 上位を優先ということはありません、県の条例でも市町村の条例でも、法律に違反した条例を制定することはできないということになっております。

○廣内孝次委員長 森上委員。

○森上祐治委員 法律に違反した条例はできないというのはわかるんですが、私が聞きかかったのは、こういう法律、例えば10項目あるとしたら、その8項目はいいけども、この南あわじ市としては別にこんなはおかんでもいいというような形。そのかわりに、もっと違う観点からというようなことはできるのかなと思ったんやけど、今だったら上位法優先ということでできないということですか、それはわかりました。具体的に内容についてお聞きしたいと思います。

先ほど、部長が読まれた条例制定についての要旨は文書でいただいています。いろいろ商法から云々というのは保険法ができてわかるんですけども、その中で2行目に社会経済情勢の変化に対応してということを書かれています。どういうふうに社会経済情勢が変わって

きたんかと、その必然性というかそれをちょっとお聞きしたい。

○廣内孝次委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（北川満夫） 数年前から、保険会社による保険金の不払いという問題が結構問題として上がっております。それが、政府による指導としてあったり、それから契約者によるモラルハザードと言いますか、保険金詐欺的な問題も出てきておりました。そのために、商法ではなかなか規定しにくかった部分を保険法というものに改めまして、規律内容の現代化と現代語化、優しい言葉でわかりやすい言葉を使うというふうな改正が主なもので、一般的には保険契約者の保護の観点からが主な内容でございます。

○廣内孝次委員長 森上委員。

○森上祐治委員 よくわかりました。そういう社会的な背景があるということで、保険法というのは独立してできて、それに関連して農業災害保障法も一部改正ということなんですけども、先ほど私申し上げたように、法律というのは基本的にはやっぱり国民なり市民なりがプラスになると、この改正によってあるいは新法ができたことによって生活がしやすくなると、これが大原則であります。とすれば、今回の農業災害保障法の一部改正、それに連動しての南あわじ市農業共済条例の一部改正ということで、南あわじ市の農業者は基本的にどんなプラスになってるんでしょうか。それをお聞きしたい。

○廣内孝次委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（北川満夫） 保険法の改正と同じく、今まであいまいにしてきた告知制度とか、保険契約時に締結の書面交付とか、重大事由の解除というふうな部分が欠如しておった部分につきまして、解除する規定とかそれをきっちり文面化したということで、契約者にとってはわかりやすくなっておると思います。

○廣内孝次委員長 森上委員。

○森上祐治委員 ということは、その中ほどにも改正点の第一番目に挙げられておるのは、告知制度の導入によりということがありますよね、告知制度と。これは多分、市の方が農業者に対して質問することなんだろうけども、この告知制度というのは今までなくて、初めてそういう制度が導入されたということですか。

○廣内孝次委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（北川満夫） ある面、今まででもこういう制度を採っておりました。例えば、家畜なんかにおきましては、導入検査というふうなことで農家からの聞き取り調査をしておりましたが、それを内容的に条例で規定しておりません。そういうことで、きっちり内容的に規定して、それを明確化するということでございます。

○廣内孝次委員長 森上委員。

○森上祐治委員 その下の方が、またほかの資料で私も勉強した中で、契約時の書面交付義務ですか、契約した農業者と市が契約したと、保険の契約した段階で書類を出さないかんという新しいことを書かれてますよな、それもその告知制度云々のことと関係あるんですか。

○廣内孝次委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（北川満夫） 告知制度とは少し関係はないと思うんですけど、今まででも保険の契約時には、加入者に対してそういったことを知らせておりました。それでも、文書化はなっておりませんので、そういう中できっちりした書面交付の内容ですね、それをきっちりした文で示したということでございます。

○廣内孝次委員長 森上委員。

○森上祐治委員 告知制度を新たに制度として導入したという背景ですよね、やっぱり必要に迫られてこういう制度をきちっとやろうということになって、今までもあったんやけども今回制度をきちっとやろうということ。その背景というのは、その必然性というのは何かあるんですかな。

○廣内孝次委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（北川満夫） 今のところ、農業共済の事業については、必然性は認められないんですけど、一般の保険法の中では、告知制度は保険会社から求められたことのみ告知する義務があると。保険会社の契約につきましては、その求められる告知の事項については、損害発生の可能性の規定に関する重要な事項に限定されております。そういうわけで、農業共済事業の中では今までどおりの運用をしていきたいと思っております。それ

をいったら、告知義務を文書化してそういうことにしております。

○廣内孝次委員長 森上委員。

○森上祐治委員 告知制度と関係して、中をずっと読んでたら、契約の解除ということ
を全面にびしっと出てきてるんですね。これは、農業者にとったら非常に厳しい制度だ
と思うんですが、それと関連して下の3点目というところで、代理請求権についてとい
うことを書かれています。これについてちょっと説明していただきたいと思います。

○廣内孝次委員長 農業振興課長。

○農業振興課長（大瀬 久） 今の、南あわじ市の代理請求権につきましては関係ない
と思っておりますけど、一応、文書化する必要があるということで規定しております。と
いうのは、代理請求につきましては、第三者が持っている所有物によって起こる損害を補
てんするために、加入者が保険金をかけるということでございまして、農業共済におい
ては、今のところ園芸施設と家畜共済がございまして、今、家畜共済におきましても、家畜
の移動等がきっちりトレスタ情報によってわかりますんで、所有者を確定しております
んで、他人の所有している家畜を使用することによって畜養を営むというようなところ
はありませんし、園芸施設につきましても、聞き取りのところ、そういった他人の園芸施設
をもって農業を営むというような人は今のところないというふうに思っております。

○廣内孝次委員長 森上委員。

○森上祐治委員 最後に、今、非常にわかりやすく説明していただいたんですけども、
この条例の一部改正によって、今、全体的に課長のご説明によれば、農業者に直接大きな
厳しいような影響はないと、むしろプラス面の方が多いというような印象を受けたん
ですけどそれで間違いございませんか。

○廣内孝次委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（北川満夫） 価格の減少による共済掛金の減額とか、そういう面もご
ざいまして、農家に対しては有利な面が働いていると。それと、農家の加入者に対して
の保護がきっちりうたわれているということから見て、農家にとって有利な共済条例
であると思います。

○森上祐治委員 終わります。

○廣内孝次委員長 ほかに質疑ございませんか。
印部委員。

○印部久信委員 今、南あわじ市内では、構造改善が盛んに行われておるんですが、共済に入るまでにちょっと先に聞いておきたいんですが、この構造改善した場合、換地するのに大体何年ぐらいかかっています。

○廣内孝次委員長 農地整備課長。

○農地整備課長（大瀬 久） ほ場整備に際しまして、面工事をする前に従前地を確定させるという作業、換地の一部ですけども、先にそれをやっておいて、面工事が終了後一年をかけて、並行する場合もございますけども、大体一年で終了するというところでございます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 ということは、それまでが仮換地ということになるわけですが、そこで共済に聞きたいんですが、仮換地中の場合、水稻共済を引き受ける場合に、地番はどういうようになって引き受けをやっとるんですか。

○廣内孝次委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（北川満夫） 従前地番をもって引き受けを行っております。

○森上祐治委員 印部委員。

○印部久信委員 従前地をもって引き受けをやるということなんですが、構造改善するところの話を聞いてますと、地主、小作の件もこの際解消したいというような人もおるし、また、この機会にうちは構造改善をするけれども、もう農業をせんでだれかに転売するという人もおるし、構造改善することによって、減歩率によって、多いところでは15も20も減歩率ができてくるわけでしょう。そういう場合の水稻共済の引き受けの面積の把握というのはできるんですか。

○廣内孝次委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（北川満夫） 換地が終わった時点では、当然できると思うんですけど、今のところ農業委員会を通じて、貸し借りの貸借が行われているとかきっちりした情報でないと、やみの小作とかそういうものもあると思うんで、その人にはその人の地権者を中心とした細目書になりますんで、地番と面積は所有者が持つてる地番と面積が細目書に上がってくるということになってます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 そうしますと、今言ったように減歩率等があった場合に、共済引き受けの掛金とかそういうものは、減歩率に準じて従前の土地から割り出して計算するんですか。

○廣内孝次委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（北川満夫） そのとおりでございます。

○印部久信委員 わかりました、よろしい。

○廣内孝次委員長 ほかに質疑ございませんか。
原口委員。

○原口育大委員 今、ちょっと出てたんで関連してお聞きしますけど、水稲共済の加入の手續というのは、多分、減反の関係で細目書を作成したときに、自動的に加入になっておるような気がするんですが、水稲共済の加入手續というのはどういう手順で行われるかちょっと説明をお願いします。

○廣内孝次委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（北川満夫） 水稲共済につきましては、時期やの減反、生産調整の説明会があると思うんですけど、その中で細目書も通じて6文書かな、それによって水稲共済をまとめていきます。何かほかに。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 減反の方法も大きく変わってきよる中で、細目書とか22年度そういう手続というのは従前と同じような形でいくことになるのでしょうか。

○廣内孝次委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（北川満夫） 今のところ、従前と同じくのような形でやらざるをえんと思っております。生産調整につきましてもそういうことですので、従前に同じくというような形でとっていかないと、急に変わったことはできないと思います。それで、共済の当然加入というのは、兵庫県では25アール。全国では、25アールから60アールの範囲で定めているんですけど、兵庫県は25アールが当然加入ということでございまして、25アール以上の方については、作付面積の25アール以上の方については、当然加入をしてもらうということにしております。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 先ほどの、告知についてのこととか、結構、審査というか告知義務違反とか、いろいろ厳しくなるというか整備されてきたと思うんですけど、そうすると今まで5文書6文書の中で一枚は共済の加入申込書みたいな形になってたかなと。ただ、農家というのはあんまりそこら辺の認識は自分も含めて薄いような気がして、当然加入ということであるとは思うんですけども。そうしたら25アール、このごろ減反等が多くなると25アール未満の作付というのも結構あると思うんですけども、そういう部分は任意加入みたいな話になるのでしょうか。その、任意加入になった場合は、本人の意思というのは確認されておるのかどうか。

○廣内孝次委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（北川満夫） 農業共済の中で、25アール未満減反がうまく、約4割5分も入ってきますんで、25アール未満の農家もかなりあるということは現実です。その中において、共済細目書を配った時点において、私とこは飯米しかつくってないんで共済を加入しませんというふうな場合は、そういう申し出書をもって共済の加入者としておりません。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 ということは、自分から申し出ないと、25アール未満であっても当然加入と同じように自動的に加入したことになっていっておるというのが現実ですか。

○廣内孝次委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（北川満夫） そのとおりでございます。

○廣内孝次委員長 よろしいですか。

○原口育大委員 はい、ちょっと考えて。

○廣内孝次委員長 ほかに質疑ございませんか。
森上委員。

○森上祐治委員 今のちょっと関連して聞きよって、減反政策ということ出てきたんですけども、これはここで国の政策、長年の政策云々というのはもちろん言えないと思うんですが、これはその方針どおりやっていかないかと思うんですけどね、私もちょこちょこ農業関係の本とか読んでたら、減反政策について非常に厳しい見解を持つてる学者とかようけおる感じするんですよ。あの減反政策というのは、市の農業政策のプロとして基本的にどういうふうに、これからも将来続けていってほしい政策なのかどうかというような基本的な認識をお聞きしたい。

○廣内孝次委員長 関連でということではよろしいかな。
農業振興部長。

○農業振興部長（木場 徹） ことしも45%減反になるんですが、これの目的については米価の維持をしていくと、低下を防止するためのやむを得ない制度であると考えております。ことしから、米の戸別保障も始まりますし、一反1万5,000円ですが、その辺の経費の補助という考え方ですんで、これはいた仕方ない、米価を守るためにはいた仕方ないんじゃないかと考えております。

○廣内孝次委員長 よろしいですか。
ほかに質疑ございませんか。
原口委員。

○原口育大委員 一点だけ。転作の奨励金をもらったりいろいろするのに、農業共済に入ってるかどうかというのは何か関係あるんでしょうか。

○廣内孝次委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（北川満夫） このたびの所得保障問題、戸別所得保障モデルの事業の中で、販売農家を位置づけるという規定がございます。販売農家でなかったら、戸別所得保障は受けられない、1万5,000円の分は受けられない。それにつきましての規定として、水稻共済に加入者を位置づけております。それと、水稻共済に加入していない者については、出荷契約とか販売証明とかそういうものでもって証明しなければならないと。水稻共済に入っておれば、ただ水稻共済の加入者につきましては、そういうことで主食米の販売者であるということ position づけております。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 戸別所得保障の場合の自家保留分というか、その面積の10アールぐらいが基準でなかったかなと思うんですけども、そうすると、先ほどの当然加入の25アールとちょっと差があるように思うんですけど。

○廣内孝次委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（北川満夫） 販売についての所得保障でございまして、10アール控除というのは、縁故米とか自家用米に回る分を約一反ということを国は指定しています。

○廣内孝次委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○廣内孝次委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第32号、南あわじ市農業共済条例の一部を改正する条例制定についてを、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○廣内孝次委員長 挙手多数であります。

よって議案第32号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

② 議案第33号 南あわじ市水道事業条例等を廃止する条例制定について

○廣内孝次委員長 次に、議案第33号、南あわじ市水道事業条例等を廃止する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

上下水道部長。

○上下水道部長（津谷忠志） ただいま上程をいただきました議案第33号、南あわじ市水道事業条例等を廃止する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

この条例は、淡路水道企業団が行っていた水道用水供給事業が、平成22年4月1日に企業団と島内3市の水道事業が統合し、共同処理する事務が水道事業に変更することに伴い、南あわじ市における水道事業に関する条例として制定していた、南あわじ市水道事業条例、南あわじ市企業職員の給与に関する条例、南あわじ市水道事業給水条例の3条例を廃止する条例を制定するものです。

なお補足で、施行期日を平成22年4月1日からと定めております。

以上、議案第33号、南あわじ市水道事業条例等を廃止する条例制定について、慎重ご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○廣内孝次委員長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○廣内孝次委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○廣内孝次委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第33号、南あわじ市水道事業条例等を廃止する条例制定についてを、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○廣内孝次委員長 挙手多数であります。

よって議案第33号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

③ 議案第5号 平成21年度南あわじ市水道事業会計補正予算（第2号）

○廣内孝次委員長 次に、議案第5号、平成21年度南あわじ市水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上下水道部長

○上下水道部長（津谷忠志） ただいま上程をいただきました議案第5号、平成21年度南あわじ市水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

この補正予算につきましては、平成22年4月1日に、淡路3市と淡路広域水道企業団の統合に伴い、南あわじ市の水道事業が所有する固定資産を淡路広域水道企業団に引き継ぐために、資産を処分する補正の内容でございます。

それでは95ページをお開きいただきたいと思います。

第2条は、重要な資産の処分を追加するものでございます。内容は、水道施設一式157億6千26万1,966円を無償譲渡するものでございます。

以上で、議案第5号、平成21年度南あわじ市水道事業会計補正予算（第2号）の提案理由のご説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○廣内孝次委員長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。ございませんか。

質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○廣内孝次委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第5号、平成21年度南あわじ市水道事業会計補正予算（第2号）を原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○廣内孝次委員長 挙手多数であります。

よって議案第5号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

④ 議案第6号 平成21年度南あわじ市下水道事業会計補正予算（第3号）

○廣内孝次委員長 次に、議案第6号、平成21年度南あわじ市下水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

上下水道部長

○上下水道部長（津谷忠志） ただいま上程をいただきました議案第6号、平成21年度南あわじ市下水道事業会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

この補正予算につきましては、公共下水道事業における人事異動による人件費の減額及びそれに伴う一般会計補助金の減額並びに漁業集落排水事業における建設改良費の一部を、地域活性化・公共投資臨時交付金の対象としたことに伴い、一般会計補助金の追加及びこれに伴う企業債の減額が補正の内容でございます。

それでは102ページをお願いいたします。

公共下水道事業の収益的収入及び支出でございますが、そのうち収入でございます。

1款、下水道事業収益、2項、営業外収益、127万8,000円を減額し、総額を9億6千737万2,000円とするものでございます。内訳は、2目、他会計補助金の減額でございます。

次に支出でございます。

1款、下水道事業費用、1項、営業費用、127万8,000円を減額し、総額を10億5千159万3,000円とするものでございます。内容は、人事異動に伴う人件費の減額でございます。

続きまして、103ページをお願いいたします。

漁業集落排水事業収益的収入でございます。

1款、下水道事業収益、2項、営業外収益、2千万円を追加し、総額を1億2千760

万2,000円とするものでございます。内訳は、1目、他会計補助金の追加でございます。

続きまして、資本的収入でございます。

1款、資本的収入、1項、企業債、2千万円を減額し、総額を5千530万円とするものでございます。

それでは97ページにお戻りをいただきたいと思えます。

第2条は、収益的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。

収入につきましては、1款、下水道収益、表のうち一番右の列の合計欄でございますが、1千872万2,000円を追加いたしまして、総額を18億8千639万1,000円とするものでございます。

また支出につきましては、1款、下水道事業費用、127万8,000円を減額し、総額を23億1千950万7,000円とするものでございます。

収入及び支出それぞれの内容につきましては、ただいま説明させていただきましたとおりでございます。

98ページにまいりまして、第3条、予算第4条の本文括弧中、当年度分損益勘定留保資金、7億3千137万6,000円を、当年度分損益勘定留保資金、7億5千137万6,000円に改め、資本的収入につきましては、1款、資本的収入、2,000万円を減額し、総額を23億6千600万4,000円とするものでございます。

第4条は企業債の補正でございまして、変更としては漁業集落排水事業を計上しております。起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法については表のとおりでございます。

99ページにまいりまして、第5条は、予算第9条で定めた、議会の議決を経なければ流用することができない経費である職員給与費の補正でございます。

第6条は、予算第10条で定めた、他会計からの補助金の補正でございます。

104ページ以降につきましては、給与費明細書をつけておりますので、ご覧おきをいただきたいと思えます。

以上で、議案第6号、平成21年度南あわじ市下水道事業会計補正予算（第3号）につきましての提案理由の説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○廣内孝次委員長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

印部委員。

○印部久信委員 この下水道事業なんですが、今、当初予定しておる、南あわじ市の下

水道事業の工事の進捗率はどれくらいですか。

○廣内孝次委員長 上下水道部次長。

○上下水道部次長（道上光明） ただいま、生活排水処理率でございますけれども、これは21年4月時点で69.2%でございます。今現在の率は、ちょっと今、集計中でございますので1年前になるんですけれども、69.2%、いわゆる整備率でございます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 今後、残っておる地域を特定できたら、地域わかります。

○廣内孝次委員長 上下水道部次長。

○上下水道部次長（道上光明） これは今、公共のみが、中でも公共が九つございます。その中で、今、整備が完了しておりますのは阿万地区で、あとの八つはまだ今これから全部残っておりまして、あとの集配、コミプラ、これもすべて完了いたしております。ですから、今、八つの分が終わっております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 今、69.2ということなんですがあと3割、30%ぐらいあるんですが、この残り30%の事業の総事業費は幾らぐらいになるのか。それと、最終事業完成は、最終何年度後ぐらいを思っていますか。

○廣内孝次委員長 上下水道部次長。

○上下水道部次長（道上光明） 現在計画しておりますのが、先ほど言いました69.2%。全体事業で申しまして、当初からの、旧町からの引き継ぎですけれども、約ざっくりした金額でございますが800億でございます。それで、今現在の計画で、37年度で今、終わるであろうと計画をしておりますけれども、現在のこの事情によりましてそれぐらいに終わる、伸びるんじゃないかなというのが現在予測いたしております。

○印部久信委員 終わります。

○廣内孝次委員長 ほかに質疑ございませんか。
阿部副委員長。

○阿部計一副委員長 水道事業について一点お伺いしたいんですが、この業者にお願いをして事業をやると、その事業主が瑕疵があるというようなことと。何年ぐらい、例えば何年かしてその事業をやっているところに何か異変が起きたというようなときに、市の対応として、市は事業者の責任か自然でそういう事故が起きたかというような判定の仕方ですね、その辺は大体何年ぐらいをめどに対応されているんですか。

○廣内孝次委員長 上下水道部次長。

○上下水道部次長（道上光明） 瑕疵の件ですけれども一応1年、ものによって1年とか2年とかいうのもございますが、今言う起こったものについて、1年でこれは業者の責任とかうちの責任とか、現場それぞれいろいろ調べてみなければわからない点がありますので、一概にこれはあっちとかこっちとかそういう判断はちょっとここで今いろいろ相談というか、話し合ってみなければわからない点がございます。

○廣内孝次委員長 阿部副委員長。

○阿部計一副委員長 ただ、その状況によって判定をしていかなぐあいが悪いと思うんやな。その辺を、明らかに業者のミスであるものを、市の公の経費で賄っていくというのは、これは絶対にかんことやと思うんよな。その辺のことを、これはうわさですけど、やはりその辺の判定というのは、非常に市としては甘いといううわさもお聞きするんですけれども、その点どうですか。

○廣内孝次委員長 下水道課長。

○下水道課長（山崎昌弘） ただいま委員の方からご質問がありました件ですけれども、やはり下水道事業そのものは、道路の大半を掘削するというようなそういうことがございます。それで、十分に閉めかため等復旧はしとるんですけれども、やはり土質とかそういった関係で、沈下云々というのがあとで発覚してまいることがございます。我々も、そういった原因を調査しながら、住民に対しての取り組みが必要かと。そういった形で復旧云々の、また回収の工事を進めているところでございます。

○廣内孝次委員長 阿部副委員長。

○阿部計一副委員長　　私言ってるのは、その業者にお任せをしてから、市としての管理態勢と言いますか、案外現場へ足を運んでいないと、だからそういう問題が起きてくるということを言ってるんですよ。その点どうですか、管理態勢、間なしに現場へ行って施工状態を監視するとか、そういう面での態勢はどうなんですか。

○廣内孝次委員長　　下水道課長。

○下水道課長（山崎昌弘）　　これまで下水の部門につきましては、施工管理の方を、まちづくりセンターの方に委託というような形をとって仕事の方を進めてまいりました。そういった立ち会い云々というのは、私どもの職員も必ず行って指示なりはしておるつもりでございます。

○廣内孝次委員長　　阿部副委員長。

○阿部計一副委員長　　これはあくまでもうわさです。ただ、これからすごい経費をかけてやっていく、特にこれから福良の市街地なんか非常に工事がしにくいところが多い。そういう中で、チェック態勢がはっきりといかないと、また工費の大変なむだ遣いになってくると、余り業者任せにしないで、やはりまめに足を運んで態勢をやっていくということも大切でないかと思えます。そういうことを強く要望しまして終わります。

○廣内孝次委員長　　ほかに質疑ございませんか。

質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○廣内孝次委員長　　異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第6号、平成21年度南あわじ市下水道事業会計補正予算（第3号）を、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○廣内孝次委員長　　挙手多数であります。

よって議案第6号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

暫時休憩いたします。再開は11時といたします。

(休憩 午前10時51分)

(再開 午前11時00分)

⑤ 議案第35号 平成22年度農業共済事業に係る農作物共済無事戻金の支払いについて

○廣内孝次委員長 再開いたします。

次に、議案第35号、平成22年度農業共済事業に係る農作物共済無事戻金の支払いについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

農業振興部長。

○農業振興部長（木場 徹） ただいま上程いただきました議案第35号、平成22年度農業共済事業に係る農作物共済無事戻金の支払いについて、提案理由のご説明を申し上げます。

この無事戻金につきましては、当該年度全三カ年において被害が全くなく共済金の支払いを受けなかった農家、または共済金の支払いが一定の基準以下であった農家に対し、農家が負担した掛金の2分の1を限度として無事戻金を支払うもので、農業共済条例第36条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。今年度につきましては、水稻共済における1,599戸の農家に対し、84万5,820円の無事戻金の支払いを行います。

以上、議案第35号、平成22年度農業共済事業に係る農作物共済無事戻金の支払いについて、慎重ご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○廣内孝次委員長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

原口委員。

○原口育大委員 この精算は、21年度の被害状況というか、そういったものを22年度の中で無事戻金として精算しようということだと思っんですけども、今、被害がなかったということで、実際に共済金として被害があって支払われた金額というのは幾らぐらい

になったんでしょうか。

○廣内孝次委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（北川満夫） この無事戻につきましては、この22年度の無事戻につきましては過去3カ年、19、20、21年度が対象となってきます。農家が、各負担しました3カ年の2分の1を限度として無事戻を行うと、その中でその3年分に実質支払われた共済金、農家が損害を受けて共済金と、具体的に言いますと20、21年度の無事戻金が支払われております。それを引いた額が、今回の総計しますと84万5,820円という額になってきます。21年度の共済金の支払いについては、223万3,000円ほどことは支払っております。そのほか、19、20も対象となってきますので、そういうことを考慮して無事戻が支払われるという内容になっております。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 220万余り支払われたという理由というか原因というか、倒伏とかいろいろあると思うんですけど、その内訳はどんな。

○廣内孝次委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（北川満夫） 詳細には、おおむね移植不能が2筆倭文地区であったのと、あとはすべて獣害イノシシ、シカでございました。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 今度支払う84万5,820円を1,599戸に支払うわけですけども、それは支払った分の2分の1以下ということですけど、算出する計算の方法、算出方法というのは単純に面積比率か何かで割り戻していくという話になるわけですか。

○廣内孝次委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（北川満夫） 共済金の話ですか。無事戻金は、農家単位で一戸いっこ個別に計算したものを積み上げております。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 費用対効果なんですけども、84万5,820円をこれだけの戸数に戻すのに、口座によっては振り込み手数料いらんのかも知らんですけど、経費はかなりかかるん違うかなと思うんですけど、そこら辺の費用対効果というのはどんな感じですか。

○廣内孝次委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（北川満夫） 農家にとっては、物すごい少額の無事戻になることもありますけど、費用対効果といいましても人件費が一番大きな、これの作業する人件費が一番大きな問題で、あとは引き落としを一斉で、農協から一斉に引き落としますんで、その資料をつくる人件費が一番大きな問題かと思います。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 これは提案でもあるんですけども、獣害がほとんどであったということで、84万5,000円程度であれば、戻すよりは獣害対策とかでおりをふやすとか、そういった方面で被害の軽減策に充てた方が効果的でないかなというふうな感じを受ける金額なんですけど、その辺はどうですか。

○廣内孝次委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（北川満夫） これは、災害保障法の法律に基づいて計算が行われるものでございまして、この無事戻をやめるというのは、国庫負担金の関係も絡んでまいりますんでちょっと無理かと思います。それと、獣害等の対策に充てたらどうかという話ですけど、一応ことしも予算に計上しておりますのが、おりの20機の購入費として農家に配る分を200万ほど充てております。例年200万ぐらいしか消化してないのと、おりについては狩猟免許のおりが要りますので、そういった免許を持ってない方に違法措置みたいな形に渡していきますと、そういうことからいって、狩猟免許を持った猟友会等の許可が要りますんで、なかなかそう簡単には進まないところでございます。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 おりだけでないような気がするんですけど、例えば、今、法律でという話があったんですけど、仮にですけどこの84万5,000円を獣害とかにも使った場合というのは、これは使ったらいかんという話になるわけですかね。そして、剰余金

が出なんだというような計算になったら、それはやっぱり無事戻というのはきちっとせんといかんということなんですか。

○廣内孝次委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（北川満夫） そうでございます。というのは、無事戻金というのが、すべて連合会、国を通じて入ってきますんで、それを違う部分に使うということは法律上無理かと思います。

○廣内孝次委員長 ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○廣内孝次委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○廣内孝次委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。
議案第35号、平成22年度農業共済事業に係る農作物共済無事戻金の支払いについてを、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○廣内孝次委員長 挙手多数であります。
よって議案第35号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

⑥ 議案第36号 平成22年度農業共済事業に係る事務費の賦課総額及び賦課単価について

○廣内孝次委員長 次に、議案第36号、平成22年度農業共済事業に係る事務費の賦課総額及び賦課単価についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

農業振興部長

○農業振興部長（木場 徹） ただいま上程いただきました議案第36号、平成22年度農業共済事業に係る事務費の賦課総額及び賦課単価について、提案理由のご説明を申し上げます。

この議案につきましては、農業共済条例第5条第2項の規定に基づき、平成22年度の農業共済事業を行うために必要な事務費の賦課総額及び賦課単価を定めて議会の議決を求めます。各共済の賦課単価及び賦課総額につきましては、次ページ2の表のとおりでございますので、お目通しをいただきたいと思います。なお、賦課総額につきましては、2千594万1,000円となっております。

以上、議案第36号、平成22年度農業共済事業に係る事務費の賦課総額及び賦課単価について、慎重ご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○廣内孝次委員長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

印部委員。

○印部久信委員 まず最初に、この賦課金の割合、これは条例で決めるものですか。

○廣内孝次委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（北川満夫） 割合は、条例で決めるというより、こういうふうに一定単価でもって業務費の中へ割り振る単価でございますので、その都度この賦課総額と賦課単価を決定していくということになってます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 そこでですね、これは2年ほど前にも聞いたと思うんです。洲本市と南あわじ市の家畜共済における賦課金の割合が違うんですね。私はそのとき言ったんですが、できたら調査していただいて、同じ農業災害保障法の中の家畜共済という中で行われておる事業が、掛金とか国の持ってる割合、連合会の持ってる割合、市の持っている責任の割合、皆同じでやっておって、この賦課金というのは、いわゆる運営する事務経費に充てられておると思うんですが、これを一遍課長、そのとき課長だった北川課長であったかどうか今定かでないんですが、これを一遍調査してもうて、やはりこれは賦課金の割合は合わしとく方がいいんじゃないかと思うんですね。ちょっとこれ課長、他市、特に淡路市、洲本市等との賦課金の割合を理解してます。

○廣内孝次委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（北川満夫） 洲本市と淡路市は、淡路広域ということで当然一本になっています。家畜共済につきましては、乳用牛は同額です0.9%、共済金額の0.9%。肉用牛が、うちの方が少し単価が高くて0.8、淡路広域が0.6。うちは豚、種豚肉豚についてはうちはかかっていますけど、実際、淡路広域は種豚肉豚を引き受け、単価があるんですけど、引き受けをしておりませんので、そういうことで今のところ肉用牛等についての単価が少し0.2%高いということでございます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 わずかなことだと思んですが、これは共済の純経費にも当然充ててるし、しかしこれは農水からも事務経費に対しては交付税できとると思わすね。南あわじ市は、5千万か6千万だったと思わすけどきとると思わすんで、やはりこれ条例ではないということなんです、条例で決定したものでないということなんで、事務局の方で判断で変えることができるというふうに私は理解するんですが、ここらを一遍調整してもうて、でき得れば同じような割合にさせていただきたいと思わすんですが、いかがですか。

○廣内孝次委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（北川満夫） 今までの南あわじ市の農業共済事業のあり方があると思わすんです。淡路広域の方も淡路広域なりのあり方があるってこの賦課金、これは全体に事務費に充てるもんでございまして、人件費とかいうもろもろのもんに充てて、そのほか業務費用に充てるためには国の交付税措置、ことしは6千900万予算賦課してございまして、21年も6千900万。交付税の内容を見てもみますと、7千四、五百万の農業共済の事務費負担金の部分が充てて入っております。そういうことで、全体を通しての考え方で、用務費用をどんなふうにかんがえていくかによって変わってくると思わすしております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 以前は、去年、おとし、おとしぐらいまでは農水から共済に直に補助金、事務経費に負担金か補助金かということできおったと思わすんですが、2年ほど前から交付税で一本化して入ってきてると思わすすね。そこで、副市長にお伺いしたいんですが、以前から、今言った6千900万円の事務負担金というのが農水からきとった

のが、一般交付税の中に紛れ込んできとるわけなんです、執行部は共済に対する補助金全額を農業共済の方へ使ってますか、それとも一般財源としてほかにも流用してませんか。

○廣内孝次委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（北川満夫） 財政当局からいただいた資料の、交付税の農業共済分の増加分ですわね。もともと、負担金で直接きとった分を公費税算入したと、そういうことの中の増加分がことしで約7千800万ほどあるということで、私の方へ資料としていただきました。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 先ほどから言ってますけど、割合としてはこれはしれた金額なんですが、できたら合わしといた方がいいんじゃないかなというような希望を持っておりますので、一遍、課長、検討できるもんなら検討して、できるもんならやってもらいたいと思うし、無理や言うならそれは仕方ないけど、一応要望して終わります。

○廣内孝次委員長 ほかに質疑ございませんか。
農業共済課長。

○農業共済課長（北川満夫） 失礼しました。先ほどの無事戻金の支払いの中で、資金がすべて連合会の方から出ると言うことだったのでございますが、資金の4分の1が連合会、4分の3が特別積立金を崩すという内容になってます。

○廣内孝次委員長 印部委員よろしいですか。
質疑ございませんか。
質疑がございませんので、質疑を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○廣内孝次委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。
議案第36号、平成22年度農業共済事業に係る事務費の賦課総額及び賦課単価についてを、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○廣内孝次委員長 挙手多数であります。

よって議案第36号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

⑦ 議案第37号 市道路線の廃止について

⑧ 議案第38号 市道路線の認定について

○廣内孝次委員長 次に、議案第37号、市道路線の廃止について、及び、議案第38号、市道路線の認定について、2件一括して議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○廣内孝次委員長 異議がございませんので、2件一括して議題とします。

それでは、2件一括して提案理由の説明を求めます。

都市整備部長。

○都市整備部長(野田 博) ただいま上程いただきました議案第37号、市道路線の廃止についての提案理由のご説明を申し上げます。

現在、南あわじ市における市道については、旧4町より引き継いだ路線を市道として認定、管理しているところでございますけれども、旧町ごとにおける路線名の付与、整備の手法にばらつきがあるなど、一体性、合理性に欠けるものでありました。また、主要路線としては、1級2級市道については、昭和55年に認定したものをそのまま引き続き格付を行っておりますが、代替路線の付けかえ、必要性の変化等、社会情勢の変化に対応されていないなど見直しの必要性がありましたことから、今般、合併協定書に基づき、市において調整を行うものとしております。新市建設計画に沿い、南あわじ市が一体の都市として機能するよう道路網の整備を行うために、改めて市道路線の再編成を実施しようとするものであり、統一した路線名の付与、整備を行うに当たりまして、一たん市道路線のすべてを廃止をするものでございます。

以上、議案第37号、市道路線の廃止について、慎重ご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

また引き続きまして、議案第38号、市道路線の認定についての提案理由の説明を申し上げます。

先ほど、議案第37号で一たん全路線を廃止したものを、改めて今般、合併協定書においての引き継いだ路線を新市で補足調整することになっていることにより、道路法並びに

新市建設計画に従い、南あわじ市が一体の都市として機能するよう、道路網の構築を図ることを主眼におき道路路線の再編成を実施しようとするものであります。

以上、議案第38号、市道路線の認定について、慎重ご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○廣内孝次委員長 提案理由の説明が終わりました。

これより、2件一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

砂田委員。

○砂田杲洋委員 認定の方やけど、81ページ下から3行目。賀集100号線、この起点の1008の1から終点の1005ですけども、これは地元の人からちょっと言うてきとるんですけど、1005が旧の985のところへ移動しておるんですが、これ今これで間違いありませんか。

○廣内孝次委員長 管理課長。

○管理課長（和田幸三） ご質問の内容といたしまして、賀集の100号線の件でしょうか。起点の位置につきましてのご質問だと思うんですけども、起点、終点につきましては、今回見直しに当たりまして、起点部分は起点から終点に向かって右側の地番、それと終点側につきましては左側の地番を表記して起・終点をあらわすというような方向で考えております。一応大きな範囲での起・終点の円の中におさまってる部分で表記したいということで、こういう表記になつとるかと思っております。

○廣内孝次委員長 砂田委員。

○砂田杲洋委員 今さっき聞いた1005番は、旧の985のそこへ移動しとるんと違うかな、移動してない。1005が旧の985のそこへいっとるんと違うかなということ。それ確認。

○廣内孝次委員長 管理課長。

○管理課長（和田幸三） 地番の確認につきましては、今ちょっと手元に資料がございません。改めて確認させていただきたいと思いますが、資料をつくる段階で次元図の方は確認させていただいております。大きな範囲で起点をとらえていただければと考えております。

以上です。

○廣内孝次委員長 砂田委員。

○砂田杲洋委員 今日説明のうちに、新の認定の図面もないというのはそれはちょっとおかしいと思うけど、地元の人が言うてきとるのは、この認定の1008の1から1005の間、88.31メートルというんですけども、この新の図面だと20メートルぐらい足らんんじゃないかということ言うてきとるんですけど、そんなばかな間違いはないわな。

○廣内孝次委員長 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時28分)

(再開 午前11時35分)

○廣内孝次委員長 再開します。
管理課長。

○管理課長(和田幸三) 失礼いたしました。現場等お聞きしますと、地図混乱地域でございまして、過去に修正等があったように今お聞きいたしました。この部分について、地番につきまして、現在委員ご指摘のように地番が移動している模様でございます。改めて調査いたしまして、再度、次期機会に訂正させていただきたいと思っております。ただ、認定の網図につきましては88メートルということで、起点の地番につきまして大きな範囲でとらえていただきますと間違いはないと思うんですが、ご指摘の部分につきましては、地図混乱地域でありまして、当方の確認漏れかと思っております。この部分につきましては申しわけございませんが、このページを差しかえさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

○廣内孝次委員長 砂田委員。

○砂田杲洋委員 地図の混乱地域ということで、いろいろこの地区は難しい問題もほかに抱えてるようで、こんなことになったんと思っておりますけども、あんまり地元からやいやいや言われぬように、今後気をつけて差しかえということでお願いいたします。終わります。

○原口育大委員 暫時休憩いたします

(休憩 午前 11時37分)

(再開 午前 11時38分)

○廣内孝次委員長 再開いたします。

ほかに質疑。

阿部副委員長。

○阿部計一副委員長 市道路線の認定については、これはメリットの方が多いで問題ないと思うんですが、特に阿万地区は非常に廃止路線が多いと。それと、今の砂田委員の質問、執行部の答弁を聞いてますと、混乱地域やからそういう間違いか間違いでないか私はわかりませんが、そういうことをお聞きしますと、阿万地区は非常に飛び抜けて廃止路線が多いわけですが、これははっきりと住民にとっては重要な問題やと、今後の路線、道路整備等の問題については、これはどういうことなんですか、きちりと確認をしているんですか。

○廣内孝次委員長 管理課長。

○管理課長（和田幸三） ご指摘の廃止路線につきましては、現場確認の方はさせていただきます。阿万地区につきましては、多いというご指摘ですが、確かに全体の中でみますと多いかとも思います。道路法の関係で、市道網を整備するという事で、道路網を整備することによって、住民の交通の寄与と福祉の向上を行うというようなことで取り組んでおります。その中で、1・2級路線につきましては、今般県の方から見直しの了解を得られましたので、全体の再編の中で見直しを行っております。基本的に、1・2級路線というのは市道の骨格をなす路線でございまして、46年に制度がつくられまして55年に見直しをされております。55年から現在まで約30年経過しております。基本的には、1・2級につきましては道路としての機能、一応交通可能な道路でなければならないというようなこと、また基本的に道路整備の見込みのある分について、近々行われる予定のあるものについて認定という形を55年にとっておりました。現在までの経過の中で、1・2級路線につきましては見直しを行った結果、阿万地区の部分につきましては、大見山吹上線の中で、一部キャンプ場等を突き抜けるような形になつとる部分が、未共用の部分がありまして、その部分を廃止させていただいておりますのと、その他、2級路線

に突き当たるまでの部分につきましては、当然1級路線、2級路線という形で整理しておりますけども、以下の部分についてはその他の路線に振りかえさせていただいております。それと、全体の中で未共用路線につきましては。

○廣内孝次委員長 阿部委員。

○阿部計一副委員長 そんなことを私聞いてません。住民にとって、路線を認定されるのと廃止されるのと、これは月とスッポンぐらい違ってくるわけよね。そういうことで、今のキャンプ場周辺、例えばこれ吹上の総代やなり組委員なりにそういうことを、廃止するのにそういう立ち会ってでもやっとなんですか。これは、合併前にもいろいろあって、どさくさに紛れて認定したり廃止したり、我々も立ち会ってやったことがあるんですよ。私も、あえてこういうことを聞きたくなかったんやけど、今、同僚委員からの明らかに何か間違ってるような、こちらとしたら何かいいかげんなことをやっとなの違うかと、言葉は悪いんですけどね。ですから、大見山からキャンプ場へ来る路線でも、これは昔の朝日系がやったホテルプラザのときからの長い歴史があつていろいろな問題があるんですよ。そんなこと、恐らく今の幹部は知らんと思うんですよ。そういうことを踏まえて、廃線するのに特に阿万地区は多いということで、吹上の今言ったとこの、ただ執行部だけでやったんですか、うちの総代なりに何か立ち会ってやったんですか。いきさつとかそんな、長々とした説明せんで結構です。

○廣内孝次委員長 管理課長。

○管理課長（和田幸三） 地元の方との調整は、特段行っておりません。1・2級路線につきましては、見直しに当たった条件として、未共用部分について実際動き始めた段階で、改めて認定という形を上程するような形で整理しなさいということでございましたので、申しわけございませんがそういう形で整理させていただいております。

○廣内孝次委員長 阿部副委員長。

○阿部計一副委員長 旧町時代に、そういう用地を個人的に提供したところもあるし、森林組合として、吹上森林組合として無料で提供したいいきさつもあるわけよね。ですから、その辺を路線から外すのであれば、当然、町内会長なりそこらの立ち会いのもとに、森林組合長もおるんですよ。そういう昔のいきさつがある中で、ただ一方的に。それと一々これ見てませんけどね、めちゃくちゃ阿万の方は廃線が多いですよ、どういうことなんや。だから、そんないいかげんな説明やったら、もう一回一からちゃんとやってもらわなんだ

ら納得できません。もっとちゃんとした答弁してください。

○廣内孝次委員長 管理課長。

○管理課長（和田幸三） ちょっと資料をお示ししますので、暫時休憩をお願いしたい
と思います。

○廣内孝次委員長 暫時休憩いたします。

（休憩 午前 11 時 45 分）

（再開 午前 11 時 48 分）

○廣内孝次委員長 再開いたします。
阿部副委員長。

○阿部計一副委員長 私が言いよるのは、差しかえるとか何とかでなしに、吹上の総代
なりそこらにやね、きっちりとしたことをしてやっとなのかということと言いよんねん。
それを抜きにやってるからこういう問題が出てくるんであって、それが道路は必要でない
とか何とかいうのは、市が勝手に判断すること違うやないか、今まででもそういういきさ
つがあるねんから、そういうことを言ってるんですよ。

○廣内孝次委員長 一応答弁していただいて、休憩に入りますので。
都市整備部長。

○都市整備部長（野田 博） 今回の見直しは、合併協議でいろいろ不都合な分がある
ということで見直しをさせていただいてます。その中でも、合わせて市道認定の基準とか
いうのがございます。その中で、現に共用が全くされてない、明らかなものについては
今回も整備をさせていただいたんですけども、あくまでもこの市道認定の承認、廃止とか
いうすべてにつきましては、議会がご判断されるということになるろうかと思えます。あく
まで、私たちも事務的にはそういう認定の一つの基準があったものですので、そこら辺を
今回説明させていただいたということになるろうかと思えます。

○廣内孝次委員長 それでは昼食のため、暫時休憩いたします。
再開は、午後 1 時からといたします。

(休憩 午前 11時50分)

(再開 午後 1時00分)

○廣内孝次委員長 再開いたします。

午前中に引き続きやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。
管理課長。

○管理課長（和田幸三） 午前中のご質疑の中でご回答させていただいた、砂田委員さんのご指摘の件につきましてご報告させていただきます。

砂田委員さんご指摘の、42100の路線につきまして、起点部分の地番表記の問題でございましたが、議会の方の議案として提出されております路線の延長につきましては、80メートル何がしの延長です。表記の仕方として、直近の1005という地番をとっておりますが、この部分について疑義があるということでございましたが、法的に考えますと、認定に付する部分につきましては、表記されておる延長並びに路線網図で認定に付したいと思ひます。表記の仕方については、大きな起点の一致ということでご理解いただひて、ご了解いただければありがたいと思ひてます、よろしくお願ひします。

○廣内孝次委員長 砂田委員。

○砂田泉洋委員 今の説明は、わかったとことわからんとこともあるねんけども、1005番ですか、の地先ということで距離も結構20メートル余りあるようですけども、そういう法的なクリアができるのであれば、また他所から指摘を受けた場合に完全な説明ができるというのであれば、私の方は結構でございます。法的に、私は専門家でないのでわからんねんけど、ちょっとおかしいなというところはあるんですけども、クリアできるというのであれば、法的にクリアできるというのであれば結構でございます。
以上。

○廣内孝次委員長 建設課長。

○建設課長（神田拓治） 阿部委員さんの指摘されました、阿万吹上地区の路線の廃止の件ですけども、55年当時、阿万港から青年の家の裏を通過して吹上のキャンプ場までその当時計画路線が認定しました。それから30年たっておるんですけども、今現在、代替の道路もできておりますし、国立公園内ということで新規路線の計画が難しいということ

で、うちの方はこのたび廃止ということにさせていただきましたけども、これにつきましてその当時自治会の思いがあったと思います。その自治会にも相談、確認をとらずに廃止したということにつきまして市の落ち度があったということで、今現在、自治会の承諾を得るために、今、現地へ走らせておりますので、ご理解願いたいなというふうに思います。

○廣内孝次委員長 ほかに質疑ございませんか。
印部委員。

○印部久信委員 市道の廃止、認定について、冒頭、部長が説明があったんですが、もう一遍聞きたいんですが、この市道路線の廃止というのは、これはどういう理由で廃止にしとるのかということと、市道路線の認定というのは、どういう基準に基づいて認定してるんか、その2点をもうちょっと説明いただけます。

○廣内孝次委員長 管理課長。

○管理課長（和田幸三） ご指摘の、市道路線の廃止並びに市道路線の認定という行為ですけども、なぜ行っているのかというご質問だと思います。今般、南あわじ市で市道路線全体の見直しを行うということで、旧町時代にそれぞれ四つの町がございましたが、それぞれに路線網を持っておりました。路線網を持っているということは、その中で完結してるんですけども、改めて南あわじ市一体としての道路網というのが道路法の中でも求められております。一体とするためには、一たん各4町の路線網自体を廃止していただくような手続で、改めて市全体の道路網をつくった中でご認定いただきたいということでご提案させていただいてます。

○廣内孝次委員長 都市整備部長。

○都市整備部長（野田 博） 旧町のときには、それぞれに道路台帳というのが4帳簿ありました、今も4帳簿あるんです。ですから、地元から問い合わせがきますとこの台帳4つ、いろいろどこの地区ですかとってそういう不都合が今あります。合併することで南あわじ市一本化になってます。路線も、旧西淡から三原へつなぐのに、旧西淡の名前がこうであって三原に入る路線名が違います。一つの路線なのに、路線名が変わるということが、一本の路線になってますので、路線の名称を変更したいとかそういう調整を全部する必要があります。一つの南あわじ市の、一つの台帳を今つくろうとしてます。そういうことで、一元化して統合していくという手続になります。今、お示ししております道路網図も、本来はもう一つもっと詳しい図面もつくります。その図面を見ますと、はっきりし

た道路の位置関係、幅員とか全部もっと明確になってきます。これは、あくまでも道路網図という、今回もう少し資料をお示しすればよかったですけれども、すごい量になりますということでちょっとこういう資料にさせていただいております。全体、南あわじ市千何キロも市道の延長がございます、なぜ一括廃止して一括認定してるかと言いますと、この全体の路線の中では、二千四、五百の路線数があるんですけども、その約96%は何らかの名称変更とかそこら辺の関係で、全部見直しがしたということに大半そういう形で、認定はそのままできるだけ引き継ぐようにはしてます。そういうことから、今回こういうような一括廃止、一括認定という形になってございます。今も説明もしましたけれども、旧町合併のときの合併協議の中で、新市の中で調整しますということで、今回合併後5年を経過しましたが、今回いろいろ過去の調査とかいうことから時間を要したということで、そういうことで私の方から説明させていただきました。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 ということは、廃止路線が膨大な数になつとると思うんですが、また新たな認定も数としては結構な数になつとるんですが、これはもうあれですか、廃止した市道に関してそれに準ずる市道を認定しとるということでいいわけですか。

○廣内孝次委員長 都市整備部長。

○都市整備部長（野田 博） 私も、冒頭ちょっと説明不足だったかもわかりませんが、一件いっけん本来なら名前が変わった場合は説明したらよかったですけれども、全部で2,500ほど路線数がございます。その96%が、名称の統一化を図ったりすることによって、一件いっけんいうたら膨大な作業になるということで、もうすべて前の旧町の路線名を全部廃止しますよ、そのかわりまた新規認定では同様の路線をそのまま引き継いで、新しく認定したというような形になってございます。ですから、基本的には今共用している路線は、すべて新たに認定させていただいたということでございます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 それと、今、部長が言ったものは、新たにすべてを認定しとるというのはわかるんですが、南あわじ市で去年、おとし、2年ぐらいの間でも結構ですが、新たに市道を買上げしたというのも結構あると思うんですが、そこらはどれ位あるんですか。

○廣内孝次委員長 管理課長。

○管理課長（和田幸三） 新市になって新規路線として認定した路線数ですけども、手元の資料で24路線ございます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 この、新たに市道に認定した中には、県道を払い下げの市道になった部分も何ほかあるわけですか。

○廣内孝次委員長 都市整備部長。

○都市整備部長（野田 博） 今回は、あくまでも旧町からの見直しの分ですので、新たな事業が発生して市道認定する場合はその都度行います。ですから、今回の見直しの中には、通常の事業の中で動いた認定すべき路線が発生した場合は別件でします。廃止についても別件ということで、今回は合併に伴う見直しということを中心に考えてございます。幾分かは、今機会にというのはあるんですけども、それは極めて例外ということでご理解願います。

○廣内孝次委員長 管理課長。

○管理課長（和田幸三） 旧県道の払い下げというか、県道から市道に認定した分は、平成20年度等に多数ございました。その部分については、その時点で新市の道路認定を付して議決いただいております。その部分については、1・2級路線ということの主要幹線としての位置づけで、新市の方で改めて路線名の変更等を行いながら認定を行っております。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 農地、水の関係でちょっと聞きたいんですけども、今、農地、水で、農道については修繕したりするのに該当するということで、あるいはこれも別件で、例えば地元の方からこの道を直してくれと言われたときなんかは、いつも地籍かどこかへ行ってその該当する場所が農道なんか市道なんか赤線なんか確認せんことには、どこへ言うていっていいのかということもあるんで確認するわけですが、そういうものとの関連性が多少は出くるんかなと思うんですけど、まず農地、水でいくと、それまで、例えばそこが農

道であれば、農地、水である程度対応できるというふうな部分についての影響というのは、今回のことによって出てくるということですか。

○廣内孝次委員長 管理課長。

○管理課長（和田幸三） 農地、水についての答弁はちょっとわかりづらいんですが、市道の中でもし廃止されての段階であると管理が農道になるか、例えば法定外公共物、赤線になるかというようなケースがございますが、具体的に廃止されとるような形であれば、農道で管理していただくようになってこようかと思えます。実態といたしまして、地元の要望があった部分について、数路線市道の廃止ということで行っている路線もございます。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 地元の人にとったら、どっちかと言うと、修繕するときに市道であれば市が全部みてくれるけども、農道であれば受益者負担というか地元負担が発生するという部分で心配する部分があるんですけど、そういう影響というのは今回のことによって発生してるんですかね、地元で今後みないかんようになってくるという部分というのもやっぱりあるわけですか。

○廣内孝次委員長 管理課長。

○管理課長（和田幸三） 現地的に、そういう対応になってくる箇所があるかと思えますけども、今回の見直しにつきましては、地元の方のご要望の部分でシカさくをつくりたいというようなケースで、道路法の道路というのは一般の通行に供しますので、通行の支障となるものがある場合撤去をいただくような形でお願いせんなんのですけども、地元の方としたら、鳥獣害の影響があってもどうしてもシカさくをつくりたいというようなケースがあるということで、申し出によりその部分は地元の意向に沿い、今回、数路線対応させていただきます。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 農地整備課の方で、農地、水を担当してる人が問い合わせに行った場合このデータというのは共有されとって、ここの道を修繕したいんやと、それが今言う農地・水の事業に該当するかどうかというふうなことの問い合わせについては、農地整備課へ行けばできるということになりますか。

○廣内孝次委員長 農地整備課長。

○農地整備課長（大瀬 久） 今回の議案が認定されれば、私どもの方で市道路線の詳細な図面また台帳等を整備をしたいと思っております。

○廣内孝次委員長 ほかに。
砂田委員。

○砂田杲洋委員 さっきの鳥獣害被害で、シカさくというか、農道に車が通ったらまた扉をつけて閉めるようにしてあるわな。あれは、市も許可しとるんやと思うけども、交通道路法上でいうたら違反にも何もならんのですかね、ちょっとそれわかりませんか。

○廣内孝次委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（太田孝次） 道路法のことは詳しくわかりませんが、県道とか市道とかそういったところは、占用許可が必要になってこようかと思えます。

○廣内孝次委員長 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 1時17分）

（再開 午後 1時20分）

○廣内孝次委員長 再開いたします。

ほかに質疑ございませんか。

質疑がございませんので、質疑を終結します。

午前中に差しかえの話がありましたけども、一応説明がありまして差しかえはしないということです、これより採決を行いたいと思えます。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○廣内孝次委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。採決は分割して行います

まず議案第37号、市道路線の廃止についてを原案のとおり可決すべきものと決定する

ことに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○廣内孝次委員長 挙手多数であります。

よって議案第37号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第38号、市道路線の認定についてを原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○廣内孝次委員長 挙手多数であります。

よって議案第38号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査は終了しました。

お諮りします、3月18日並びに3月29日の本会議における委員長報告について、どのようにしたらよいでしょうか。

(「委員長に一任」の声あり)

2. その他

○廣内孝次委員長 委員長一任の声がありますので、そのようにさせていただきます。

次に、その他に入ります。

その他、何かございますか。

印部委員。

○印部久信委員 2月の委員会で、バイオマスのことなんですが、いよいよいろんな試行錯誤の結果、トン当たり1万5,000円でできるようになったという報告がありました。正式には、そのプラントを、いわゆる商協の利用者の方に受け渡しをして、負担金をいただいて正式には動き出すということなんですが、その後どのような状況になりますか。

○廣内孝次委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（奥野満也） 数回に分けて、いろいろと交渉をやってまいりました。

交渉をやっている中で、私どもとしては1万5,000円になったということで、商協の方からもそれじゃその検証をしてくれということで、2月の下旬に1週間かけて私どもでデータ取りをいたしました。その結果も、1万5,000円以内で処理できるということになりました。それに基づいて、今度、実際の支払いの請求等についての交渉をいたしましたが、相手側との仲において結構隔たりがあるというようなことになってます。今後どうするのかということでございますけれども、我々としてはもう1万5,000円になったやないかというようなことで、次、法的なことで民事の調停の申し立てをやっていきたいなというふうに思っております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 民事の調停を申し立てたいということは、商協と市との話し合いが決裂したということですか。

○廣内孝次委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（奥野満也） 私どもの方は、当然2億4,000万の工事に対しまして、分担金約5,400万の要求をしております。しかし、商協の方としては、幾らかでも値引き等の案が出ておまして、そこらの隔りもあるというようなことでございます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 今、次長言われましたけど、当初5基を設置する場合の総事業費は何ぼであったんですか。

○廣内孝次委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（奥野満也） 17年度、18年度事業としまして、5億4,500万です。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 5億4,500万円ということは、5基ですので1基1億1,000万円足らずということですね。とにかくやったということで、今できたもののプラントを実

際に動かしてみたら、トン当たり1万5,000円でできなかったということで、明和とも話をし、それもできなくて今日に至るとということなんですが、まず5億4,000万円ということになりますと、商協の方の負担金が21%ですね。1基1億1,000万円としても21%ですから2,000万余りでしょう。それが、今の話では負担金がふえてきとるわけですね。私の言いたいのは、事業費がふえてきたということは、これは国の補助事業、県の補助事業でやってきとるので、国が50%出して県が6%でしょう。事業費がふえた場合は、その事業費のふえた分に対して、国も県もその割合で追加で補助金は出とるんですか。

○廣内孝次委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（奥野満也） 事業費の中では、補助対象になる部分と対象外とございます。当然、補助対象になる部分につきましては、先ほど言いましたように、国については50%県につきましては6%ということになってます。対象外のものにつきましては、当然国も県も出ません。そういうことで、若干金額的には上がってるところもあります。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 対象外は、国、県が出ないということは市の一般財源ですね。分担金でいただくといって、事業費がふえて国、県の補助金の対象外は、一応市の一般財源を持ち出してそれに充てとるんでしょう。ということは、本来そのことは当初契約した業者に持って行ってやらんといかんわけよな、業者へ持って行って、その話は。それが、何か聞きよったら、業者の明和工業とは知らん間に縁がきれてしもてやりよるといふ形になるんですね。とにかく、市はこの明和工業に、一体幾らのお金を既に払とるんですか、支払いは。5億4,000万円払とるんですか。

○廣内孝次委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（奥野満也） 施設の建物と附帯工事については、市内の土建会社がやってます、中の機械等については、当然明和工業に当てると。それと、今、補助金の対象外のこととございますけれども、これにつきましては、例えば当初Aというところへ建つ建設予定でしたがAからBの位置に変わったと、その分の経費等とございますが、当然それについては商協さんの方にお支払いしていただくというような内容のものでございます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 ですから、建屋とかそれはともかくとして、明和にプラント代としてどれ位、幾ら払っとるんですか。

○廣内孝次委員長 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 1時30分)

(再開 午後 1時31分)

○廣内孝次委員長 再開いたします。
農業振興部次長。

○農業振興部次長（奥野満也） 約3億8,400万です。5基分です。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 そこで副市長に伺いたいんですが、市というものはあらゆる事業、工事とかもろもろを請負業者にやってもらってますよね。そのときに、例えば1億円の工事を市が業者にやってもらう場合、その1億円のお金を業者にどんなような払い方するんですか。例えば、3回に分けるとか何回かに分けるとかわかりませんが、どんなような払い方を市というのは業者にしとるんですか。

○廣内孝次委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（奥野満也） 今回の場合は、前渡金ということで2回に分けて、前渡金と完成後の2回に分けて支払いしとります。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 今、言われたことは、前渡金と完成後と言いましたね。

○農業振興部次長（奥野満也） はい、完成です。

○印部久信委員 完成というのは、そのプラントが目的を達成して、例えばこのたびは受益者は商協、農協に受け渡しをした時点で完成と言うん違うんですか、何をもって完成と言うんですか。プラントを組み立てた時点で完成と言うんですか、プラントが円滑に動いて初期の目的を達成したのを見届けて完成と言うんかどっちですか。

○廣内孝次委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（奥野満也） 完成検査等を実施いたしました。その内容におきましては、当然、明和の方からもそういう資料等々も出ております。それに基づいて完成検査した結果、これでいいというようなことで提出しております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 これがいいということは、機械がスムーズに稼働したのをもってこれでいいと言ったんか、当初の玉ねぎ残渣1トン当たり1万5,000円以内でできたをもって完成と言うんか、どっちですか。

○廣内孝次委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（奥野満也） 当初の1万5,000円については、前から議論になっておりましたけれども、明和の考えの中では1万5,000円という頭はございません。その中で、機械自体の可動ですね、そしてまたその1万5,000円、我々の言う1万5,000円につきましては、人件費等も含めての1万5,000円ですけれども、明和のときの完成と言いますと機械が稼働して炭化物ができると、そのときの処理能力、1時間にそのときですと200キロ処理ができるというようなことの基準をもって完成というふうに解釈しております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 ということは、コストは関係ないわけですか。トン当たり1万5,000円でできますよというコストは、完成の中の条件に入っていないんですか、これは。

○廣内孝次委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（奥野満也） 我々の言うコストの中では、当然処理して人件費も入

っておりますけれども、向こうからの当初の基準書ですけれども、それにつきましては、時間200キロであったりガスがこれだけの消費ですよというようなことであって、そこらで人件費が入ってないというようなことです。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 人件費云々でなしに、我々はこのプラントが玉ねぎ残渣はトン当たり1万、人件費も燃料費ももろもろ含めて1万5,000円以内でできますよという条件のもとにこのプラントというのは動かしてとるんでしょ。人件費から処理費から何万要ろうが勝手だと、炭化できて1時間にこれだけ処理能力があったらええやいうそんなものではないでしょう。そんなこと言うとしたら、それは商協とそんな契約ではやってないと思いますよ。あくまでも、トン当たり1万5,000円以内でできますよという条件のもとでやるとのと違うんですか、これは。そうでないと、今これだけトラブルでもめる必要ないと思うんで、炭化さえできるんやったら。

○廣内孝次委員長 砂田委員。

○砂田杲洋委員 今の印部委員の言うのは最もなんよ、だけど次長の言うのも最も。次長はその当時はこの部署と違ったさかい、あんまり詳しく知らんと思うねんけど、部長も。当時は、私この事業にごっつい反対したわけよ、上でも委員会でもかなり質問したら、当時の担当者は、今、印部委員言ったように、人件費も電気もガスも何もかも全部ひっくるめて1万5,000円でできますという話やった。それを、今の商協さんもその話を受けて、それじゃ受けましようということになったわけよ。適当に、どうかわからんけどできますよじゃないわけよ。商協も議会でもそうと決まったら、わし反対してるけど、決まったら、1万5,000円できるんやったら受けましようと言うてうけたわけ。ところが、ふたあけたら違うから今こういうトラブルになっとるわけ。次長も当時のことあんまりわかってないと思うんよ。

○廣内孝次委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（奥野満也） まず、これの説明会の中で、プロポーザルにおきまして商協も入ってるんです。口頭の中でいろんな中では、1万5,000円というのは言ったかもわかりませんが、資料等の中にはその1万5,000円という根拠が出てこなかったんです、そういうことで我々も苦慮したわけなんです。当然、商協の方に1万5,000円という口頭で言ったというようなことで、今までの中で我々も1万5,000円

になるように頑張りますということでここまで来たんです。結局、明和を相手取って云々という中での文言の中の文書化というものが一切なかったと。なおかつ、相手方を訴えて云々という中では結構費用がかかる。というのは、同じぐらいのそういうものを、施設の一つひとつ分解して立証していかんとあかんということになってきますと、それだけの技術者のいるような会社をお願いして、これはどうであるというところから積み重ねてしていかないかと。その中でやっていっても、相手方が1万5,000円と言った、そういう文書がないということになってきてここまで来たということです。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 我々は当初、それは商協もそうだと思いますよ、トン当たり3万円でも5万円でも構わん、処理してくれて炭化さえできたらええやいうはずはないんであって、やはり業者は業者なりのコストこれぐらいであったら、残渣の処理に対して費用負担してもええんであろうというようなことで、市とも業者ともいろんなことで話し合っやりやるのであって、コストがうとてないやうとてあると言って、こんなもんトン10万円かかっても何ぼかかってもやりますや言うはずはないんであって、そんなばかなことはない。そうしたら、今現在プラントができてから、炭化に対して何キロもいった何トンもいったというような数字をちょいちょい出しますけれども、その運営経費というのはどこから出しとるんですか。

○廣内孝次委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（奥野満也） 当然、搬入1万5,000円、トン当たり1万5,000円で費用をいただきます。その費用をもとに、処理してやってるということです。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 ですから、1万5,000円で今までできなかったんでしょ。2万円も2万5,000円もトン当たりかかっったんでしょ。その1万5,000円、業者からトン当たりもらってやるのはいいけど、足らず分の経費はどこから出しとったんですかという。

○廣内孝次委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（奥野満也） この4月から足らずはございません。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 今まで、あれだけ2万5,000円も3万円もかかりよるという報告があった、そのときにはその差額のお金はどこから負担しよったんですかという。

○廣内孝次委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（奥野満也） そのときは商協にお任せしてありましたんで、商協の中での精算になっております。

○廣内孝次委員長 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 1時40分）

（再開 午後 2時25分）

○廣内孝次委員長 再開いたします。

バイオマスの件に関しましては、一応終結ということでよろしく申し上げます。

その他のほかで何かありますか。

印部委員。

○印部久信委員 もう一点お願いします。実は、2月28日に福良で島びらきがあったわけですが、そのときに産建のメンバーの人が大半出席しとったんで、その場所で実は、これ副市長もう耳に入っとるかと思うんですが、どうか知りませんが、鳴門のうずしおをジョイポートが南あわじ市市内の子供を各学年、ことしは5年生なら5年生ならずと毎年5年生ということになると思うんですが、是非無料で招待したいというようなことを言いよるらしいですわ。我々も、産業、観光振興という意味からにおいても、子供が将来、高校、大学へ行って島外へ行ったときでも、この鳴門観潮のPRもしてくれるのもそれも大いに結構やし、やっぱり南あわじに住んでる子供は一遍ぐらい鳴門のうずしおを見るのもええことでないかというようなことを話しよったんです。その席上、ジョイポートの関係者がそういうことで各学校を回ったら、各学校の先生方もそれはもうありがたいこととお願ひしたいということらしいんですが、そのときに学校側から心配の種が一つあると、船着き場まで行く費用が、各学校はこのごろはそういう費用がないんやそうで、その辺がちよっと困るなというようなことがあったらしいんです。副市長、これ産業振興と教育委

員会とになると思うんですが、一遍何とか協議してもうて、我々その当日行ったメンバーもそれはええことやから市にバス代ぐらい、市のバスもあるし借り上げるにしても学校間で調整してもうたらそう大した金額でもないし、そういうことはやったらええんじゃないか、一遍産建の中で皆さん方が聞いて、それはもう皆で一遍市の方へもお願いしたらどないやというようなことで言わしてもらいよるんですけど、副市長どないですかこんな考え。

○廣内孝次委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 今もお話があったように、市の方でもマイクロバス持ってますんで、学校は個々のケースで動くと思います。学校の行事のものと、どういうふうに整合をとっていくのか。一組当たりぐらいだったら、うまくマイクロバスが利用できるんじゃないかなと思うんで、既に校長先生方とはお話しとるようなんで、個々のケースとして教育委員会も把握していただけるんじゃないかなと思いますんで、私もそういうふうにジョイポートの社長さんにはお話しはしてございます。

○廣内孝次委員長 砂田委員。

○砂田泉洋委員 もう最後になるかわからんで、市有地の件やけど、この向こうの円行寺の市有地600坪余りのやつ、何か話があったんやけどその後どうなっとるんかと、その他の市有地で何か動きはありますか。

○廣内孝次委員長 企業誘致課長。

○企業誘致課長（北川真由美） 今の件なんですけれども、パルティ前のもと焼却場跡の敷地ですけれども、あそこにつきましては、今、一筆で全壊工事を行いまして公募を行いました、残念ながら不落になっております。その後、ちょっと面積が大きいものですから、分筆してなら希望があるということでしたので、前回公有財産審査会の方へ管財課の管轄ですけど出しておる状態で、今現在4月に公募予定になることかと思っております。

それから、あとで報告させていただこうと思っておりましたが、かねてから交渉しておったんですけれども、洲本市五色町鮎原の新家青果さんに企業団地への進出決定をいただきました。位置につきましては、企業団地の一番南側上幡多よりで、市道を挟みまして鳥取興業さんの向かいで、宅地、雑種地合わせて4,800平米の区画でございます。事業計画につきましては、当初、氷感冷蔵庫の建設を行いまして、あと選果場、加工場と建設したいということでございます。

以上でございます。

○廣内孝次委員長 砂田委員。

○砂田杲洋委員 よくわかりました、よう頑張ってやってくれております。南あわじ市もいっそ全部売ってもらったらどないよ。どっか買うてくれるところあったらええのに、借金もないようになるし。

終わります。

○廣内孝次委員長 ほかに何かございませんか。

質疑がございませんので、続きまして、執行部から報告事項がありましたらお願いします。

都市計画課長。

○都市計画課長（森本秀利） 都市計画から、昨年5月の委員会におきましてもご報告を申し上げておりました、南あわじ都市計画区域の見直し再編の決定についてご報告を申し上げます。

今月号の広報誌におきましてもお知らせをさせていただいておりますとおり、18年度より県と調整を行ってまいりました都市計画区域の見直しについてであります。現在本市域に指定をされております南淡、西淡、緑の都市計画区域の見直し、再編に合わせて区域の拡大を行い、灘、沼島地域を除きます市域全域を区域とします、南あわじ都市計画区域として指定されることになりました。そして、この都市計画区域の見直しは、決定権者であります兵庫県の告示をもって決定されるものでありまして、決定の日につきましては、広報誌の3月号作成時におきましては、県の告示日が未定でありましたために現在未定であります。3月中の予定とさせていただいておりましたが、先日県より3月30日告示予定である旨の連絡がございました。従いまして、3月30日より新しい都市計画区域、南あわじ都市計画区域となりまして、新たに区域内となる地域におきましては、都市計画法また建築基準法等の関係法令の取り扱いに変更が生じることになります。そして、この見直し決定等につきましても市民の方々への周知、啓蒙についてでございますが、広報誌の4月号におきまして改めてお知らせを行うとともに、市のホームページ等で情報提供を行っていくこととしてございます。

また、県の方におきましても、県内を業務区域としております指定確認検査機関や、社団法人の兵庫県建築士会、また社団法人の兵庫県建築事務所協会等々、建築関係団体の方に文書でお知らせをしているというふう聞いておるところでございます。

以上、報告とさせていただきます。

3. 閉会中の所管事務調査の申し出について

○廣内孝次委員長　ほかにございませんか。

ないようでございますので、次に閉会中の所管事務調査の申し出についてを議題とします。

3月定例会閉会から、6月定例会までの閉会中の所管事務調査の実施内容等について検討をお願いします。なお、お手元に、前回の閉会中調査事件申し出一覧表を、参考のため配付しております。

○廣内孝次委員長　ほかに何かご意見ございませんか。

ちょっとよろしいですか、ちょっとご相談ですけども、ジョイポートの方から先ほど印部委員が話がありましたが、できれば事前に一度うずしおを視察してはどうかというような申し出がありましたので、4月ぐらいに行いたいと思います。よろしいですか。

それでは、そのようにさせていただきます。

なお、先ほどの閉会中の調査事件に関しましては、書面のとおりということでよろしいでしょうか。

それでは、異議がございませんので、議長に申し出することとします。

それでは、これをもちまして、産業建設常任委員会を閉会します。

長い間、慎重審議ありがとうございました。

(閉会　午後　2時37分)

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成22年3月17日

南あわじ市議会産業建設常任委員会

委員長 廣内孝次